保育所(園)等利用申込みをされたみなさまへ

【今後の利用調整などの流れ】

①申込内容の変更受付

お申込みいただいた内容から希望園や希望園順、兄弟姉妹同時申込み等の取扱いの変更などを希望される場合は、各利用調整の申込期限(入所希望日の前月7日。7日が閉庁日の場合は直前の開庁日。1~3月希望分は11月14日。)に「保育所(園)等利用申込み内容変更届(市 HP または窓口配布)」を市役所 別館5階 保育幼稚園入園課へご提出ください。なお、期限以降に変更届を提出された場合は、締め切りに間に合った利用調整から変更届に基づいて利用調整を行います。

第2希望以降の希望園変更のみであれば、変更届提出の代わりに、右の QR コードより申請することが可能です。(児童 | 人につき | か月に | 回のみ。上記申込期限の17:30まで。同日でも17:30以降は翌々月希望分として受付します。)



②不備書類等受付

提出書類に不備があった方は、各利用調整の申込期限(入所希望日前月7日。7日が閉 庁日の場合は直前の開庁日。I~3月希望分はII月I4日)までに保育幼稚園入園課へご提 出ください。なお、申込みから3か月以内に提出がない場合は、申込みを辞退されたものとし て取り消します。

また、今回提出された書類から状況に変化があった場合(退職や就労時間の変更など)も必ず、**各利用調整の申込期限まで**に変更後の証明を受けた各種書類をご提出ください。

また、期限後でも状況に変化があった場合は必ず保育幼稚園入園課までご連絡・ご相談ください。利用調整の指数等に影響がある場合は、内定取り消しとなりますので、お気を付けください。

③申込済証提出

第1希望の保育所(園)等に事前連絡のうえ、速やかに申込済証を持参してください。

④利用調整結果

受付期間に新規で申込み、不備なく書類を提出し、申し込みが完了した方で、内定となられた方にのみ入所希望月の前月15日以降に電話連絡します。

なお、**20日以降に**保育幼稚園入園課へご連絡いただきましたら、内定・保留状況をお答えさせていただきます。

- ※利用調整の進捗状況により、内定・保留状況をお伝えする時期が前後します。
- ※1~3月を希望された方は、内定となった場合のみ11月末ごろのご連絡となります。
- ※保留通知は新規・希望園変更等された方に下旬ごろ送付(1~3月分は12月上旬)。

【注意事項】

①利用調整で 内定 となった場合

内定となった保育所(園)等から入所説明を受ける必要があります。

内定の連絡があったら、内定施設へ連絡し入所説明の日時や場所等を確認の上、ご参加ください。 入所説明は施設から運営方針や保育の内容など重要事項の説明を受け、保護者自身で施設・保育 の状況を確認し同意する重要な場です。説明を受けない場合や同意しない場合は入所決定とならな いことがあります。

②利用調整で 保留 となった場合

保留後、手続きをしなければ次月以降の令和7年度途中利用調整の対象となります。

令和7年度途中の内定を辞退された場合、辞退以降の年度途中の利用調整において、辞退による減 点対象となります。

育児休業中の方などは勤務先と十分に調整されることをお勧めします。なお、年度途中利用調整の対象にならないように、入所希望日を変更される際は、各利用調整の申込期限までに「保育所(園)等利用申込み内容変更届(市 HP または窓口配布)」を保育幼稚園入園課へご提出ください。就労証明書の「育休延長可否」の項目で、「否」にチェックがある場合は、延長後の育児休業取得期間が記載された「就労証明書」も併せて提出ください。

※令和8年4月以降を希望とする申込みは令和7年秋以降に別途申込みが必要となります。

③転所(園)申込みをされた方

内定となった場合、辞退して、元の保育園に在園することはできません。

全ての利用調整が完了し、元の保育園には新しく入園する方が決定しているため、いかなる理由があっても、転所(園)内定を辞退して、元の保育園に在園することはできません。辞退した場合、保育所(園)等に所属することができなくなり、新たに申込する場合には利用調整等で減点の対象となります。 万が一、転所(園)申込を取り下げる場合は、各利用調整の申込期限日の 17:30 までに市 HP または窓口にてお手続きください。

④育休明け入所希望の方

育休明けで入所した場合は、必ずその月の末日までに職場復帰が必要です。

月末が休日か祝日の場合でも、復帰日を翌月の日付にされますと内定取消しまたは退所となります ので、ご注意ください。

⑤枚方市に転入予定の方

入所月の1日までに必ず枚方市に転入(住民票の異動)をしてください。

転入予定で内定となった場合は、必ず入所月の1日までに転入(住民票の異動)をしていただく必要があります。1日時点で枚方市民ではない場合、退園となりますので、お気を付けください。

<注意>転入後、一定期間は遡って手続きができますので、詳細は、枚方市役所市民課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

枚方市役所 子ども未来部 保育幼稚園入園課 〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20

TEL:072-841-1472(直通) FAX:072-841-4319